

## 地域公共交通（鉄道）の確保及び維持に対する支援を求める意見書

地方部における鉄道は、道路整備の進展に伴う自家用自動車の普及、都市部への人口集中による鉄道利用者減少に伴う採算悪化に加え、平成12年3月鉄道事業法の改正による鉄道の路線撤退が、許可制から届出に変わったことにより、各事業者が不採算路線から撤退する状況が全国各地で発生してきた。

地方自治体では、こうした状況を踏まえ、第3セクターによる運行、事業者に対する運行支援や利用者に対する運賃助成、或いは代替交通手段の確保などを実施してきた。今後、少子高齢化による社会保障費の増大、税収の減少や社会インフラの老朽化進行による施設更新や維持管理費の確保など、財政状況は厳しさを増している。

そのような中で、近隣市町では、三重県四日市市の内部・八王子線があすなろう鉄道として、平成27年4月から新たに公有民営化方式で運行を開始し、同じく三重県の伊賀鉄道は平成29年度から公有民営化方式での運行を予定している。

当町内を運行する養老鉄道養老線も、第2種鉄道事業者単独では維持できないとして、沿線3市4町で運行維持のため財政支援を行っているところであり、もし、財政支援を取りやめれば、地域社会の疲弊、若年層の流出などが加速し、地方自治体の目指す地方創生にも大きく影響することとなる。

よって、国及び県においては、市町村自治体が地域公共交通（鉄道）の確保及び維持のために鉄道事業者への運行支援を行う際は、公共交通事業者の如何に関わらず、存続を確保するため、当該自治体に対して安定的な地方財源措置及び支援策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月26日

岐阜県養老郡養老町議会議長 野村 永一

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、財務大臣、

文部科学大臣、地方創生担当内閣府特命担当大臣、岐阜県知事